

議案第96号

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市長事務部局の再任用職員について単身赴任手当を支給することに鑑み、再任用された水道局企業職員についてもこれに準じた取扱いを行う等の必要があるによる。

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年福岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条の3を第19条の4とし、第19条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第19条の3 福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年福岡市条例第 号）第2条の規定に基づく配偶者同行休業の承認を受けた職員には、当該配偶者同行休業の期間中給与を支給しない。

第20条第1項中「、第5条の2」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。